

## Ⅱ 子どもの保健



## 1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0%</li> <li>・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0%</li> <li>・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%</li> <li>・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0%</li> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合(新たな目標項目) 81.1% → 86.0%</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

### 《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター)、志津北部地域子育て世代包括支援センター、市役所こども保育課内の5か所。

### 《実績》

#### ①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
			～11週 (割合%)	12～19週	20～27週	28週以上			
平成30年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0	
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0	
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0	
令和3年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0	
令和4年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、771件。(双胎含む)

#### ②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合(%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	144	19.0	19	88	3	13	1	0	20
西部保健センター	175	23.1	1	3	165	3	0	0	3
南部保健センター	43	5.7	0	1	1	40	1	0	0
志津北部地域子育て世代包括支援センター	152	20.1	4	6	134	4	0	0	4
こども保育課内	243	32.1	86	24	22	93	3	2	13
合計	757	100	110	122	325	153	5	2	40

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	757	753	99.5%	171	22.6%
転入時別冊交換（妊婦）	75	75	100%	21	28.0%
合計	832	828	99.5%	192	23.2%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 31人、臼井地区 37人、志津地区 72人、根郷地区 43人、  
和田地区 1人、弥富地区 1人、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請後流産、出産後の届出が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	70	0	12	0	58
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	111	95	13	3	0

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	743	89.3
現在吸っている	10	1.2
妊娠中のため止めた	77	9.3
回答なし	2	0.2

⑥家族の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	589	70.8
夫・パートナー	219	26.3
妊婦の父母	10	1.2
夫の父母	6	0.7
兄弟姉妹	4	0.5
その他	4	0.5

⑦妊婦本人の飲酒状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	467	56.1
妊娠中のため止めた	364	43.8
現在飲んでいる	0	-
回答なし	1	0.1

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項  
「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 17件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 5件  
理由内訳（重複あり）10代妊娠 0件、精神疾患既往歴有 4件、被虐待妊婦（DV歴含む）9件、  
経済困窮 7件、シングルマザー 5件、ステップファミリー 3件

《考 察》

妊娠届出数は、全国的な傾向と同様に減少が続いている。妊娠 11 週以下での妊娠届出の割合は 91.4%で、目標値には達していないが 90%以上を維持している。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介などを行っている。

妊娠届出後の支援体制については、妊婦との面接内容をふまえ、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援を実施している。さらに、妊娠後期には全妊婦を対象に電話による支援を行っている。(令和4年度602件、実施率83.6%)

令和4年度には多言語対応音声翻訳機の配置が5センターに配置することができ、年々増加する外国人妊婦への支援に役立てることができた。また、マイナポータルを利用したオンライン申請(ぴったりサービス)の運用を開始したことで、届出時の記入にかかる時間短縮や円滑な面接の実施につなげることができた(令和4年度届出数30件)。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠届出時面接からの切れ目のない支援を行っていきたい。

## 2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託  
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。  
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

### ③健診種類及び検査内容

#### ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 (診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導)		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査(血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査)、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血・血糖・HTLV-1抗体検査)、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血)、超音波検査

#### イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

基本的な乳児健康診査(問診、診察、身体計測)

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布  
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載  
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載  
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

## 《実績》

### ① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
平成30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8
令和4年度	757	10,598	9,072（償還分172含む）	85.6

### ② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診査 (2回分) 利用枚数(枚)	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)	対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)
平成30年度	1,836 (償還分3含む)	961	939	97.7	961	897	93.3
令和元年度	1,673	898	877	97.7	898	796	88.6
令和2年度	1,461 (償還分2含む)	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 (償還分1含む)	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 (償還分1含む)	775	712	91.9	865	721	83.4

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度の対象者数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

## 《考察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県の医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、これまで3～6か月、9～11か月とも当該年度の出生数を対象者としていたが、今年度から、より実態に近い利用率を出せるように対象者の考え方を変更した。3～6か月、9～11か月とも昨年度より利用率が増加しているが、今後も引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

### 3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

#### 《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

#### (1) マタニティクラス

##### 《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員15人（初妊婦優先・申込制）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～15:20
2. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
3. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
4. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

##### 《実績》

#### ① 受講状況

年度	回数	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
平成30年度	6	408	69	16.9
令和元年度	6	373	56	15.0
令和2年度	3	434	23	5.3
令和3年度	6	339	64	18.9
令和4年度	6	337	50	14.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

## ② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	合計
		54	48	135	80	17	3
受講者数(人)	7	11	16	13	3	0	50
受講率(%)	13.0	22.9	11.9	16.3	17.6	0.0	14.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

## ③ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	4 (8.0%)	46 (92.0%)	0 (0.0%)	50 (100%)

## ④ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
9 (16.4%)	0 (0.0%)	46 (83.6%)	0 (0.0%)	55 (100%)

## ⑤ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	50 (100.0%)	0 (0.0%)	50 (100%)

## ⑥ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用)

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	1	0	0	0	0	15	16

【主な相談内容】 体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

## ⑧ 動画配信 (オンデマンド)

内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス	気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養
視聴回数	261回 (R4年4/1～R5年3/31)	

## 《考 察》

受講率が例年横ばいとなっているため、今後はカリキュラムについて見直しを実施し、父親への支援についても考慮した内容や実施方法を検討していく。

仲間づくりの支援を行うために、グループで懇談する時間を設けている。受講者アンケートの結果では交流ができたことへの満足度が高い状況であるため、今後も継続していきたい。

また、動画配信について、妊娠届出者全員に対するチラシによる案内を行っている。令和4年9月からはホームページにも情報を掲載し、動画にアクセスしやすいように二次元バーコードを読み取り視聴できるよう接続方法を簡易化した。視聴回数増加に向けて引き続き取り組んでいきたい。

## (2) パパママクラス

### 《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 15 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター 5 回  
西部保健センター 5 回
- ③ 実施回数 年 10 回、土曜日または日曜日に開催
- ④ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページに掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00～12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 夫婦で話し合う「 <sup>まるまる</sup> 〇〇家作戦会議」	保健師	
5. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

### 《実 績》

#### ① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和 2 年度	12 回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185
令和 3 年度	18 回	339	121 (2)	35.7%	120 (1)	0	241
令和 4 年度	10 回	337	134 (3)	39.8%	132 (1)	0	266

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

#### ② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	合計
対象者数(人)	54	48	135	80	17	3	337
受講者数(人)	22	17	56	33	6	0	134
受講率(%)	40.7	35.4	41.5	41.3	35.3	0.0	39.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

## ③ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
1 (0.7%)	8 (6.0%)	125 (93.3%)	0 (0.0%)	134 (100%)

## ④ 家族の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
(0.0%)	30 (22.4%)	104 (77.6%)	0 (0.0%)	134 (100%)

## ⑤ 参加妊婦の飲酒状況 (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	134 (100%)	0 (0.0%)	134 (100%)

## ⑥ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	1	0	0	26	27

## ⑦ 動画配信 (オンデマンド)

内容	産後について、赤ちゃんの特徴、沐浴
視聴回数	354回 (R4年4/4～R5年3/31)

## 《考 察》

感染対策を実施しながら募集人数を増やして教室を開催できたことで、受講率が回復した。令和元年度から継続して家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを行っており、受講者からは、「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となっていると考える。引き続き、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに父親への支援についても考慮したカリキュラムの内容や実施方法を検討していく。

マタニティクラスと同様に動画配信を行っているが、視聴回数増加に向けて引き続き取り組んでいきたい。

#### 4. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%	
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%	

##### 《目的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

##### 《内容》

- ①対象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児
- ②実施方法 (1) 費用助成
- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。  
(助成額は3,000円)
  - ・検査業務については医療機関(助産所含む)に委託。
  - ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
  - ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
- (2) 検査結果の確認、受診勧奨
- ・全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
  - ・検査の結果、リファー(要再検査)や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

##### 《実績》

①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数
令和3年度	842	828	98.3%	14
令和4年度	749	745	99.5%	4

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者(4人)の内訳 (人) 令和5年6月7日現在

未受診理由	人数
出生時から入院中のため	2
保護者が検査を希望しなかった	1
長期里帰りで受けることができなかった	1

③初回検査結果（受診者数 745 人の内訳） (人)

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR (AABR)	452	2	7
ABR	16	0	0
OAE	221	5	14
不 明	28	0	0
計	717	7	21

④繰り返し検査結果（リファーとなった 28 人のその後の検査状況） (人)

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR (AABR)	4	1	3	1
ABR	1	0	0	0
OAE	13	2	3	0
計	18	3	6	1

⑤要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった 10 人のその後） (人)

受診済	難聴の確定診断あり	3
	異常なし	5
	経過観察（再度検査予定）	2

《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、開始した令和 3 年度と比較すると、わずかに増加した。これは妊娠後期の妊婦への電話による状況確認の際に、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行っていることや検査の実施が社会に浸透してきた結果と考える。ただし、検査を希望しない保護者がいるため、検査を受ける意義や必要性について、引き続き周知を行い、さらなる受診率向上に努めたい。

また、リファーになってから精密検査を受けるまでの間や難聴の診断を受けた後の保護者の不安に対する支援も非常に重要と考える。そのためには、リファーの情報を早急に把握し、精密検査の受診率 100%を目指すことと、その後の検査結果から必要な支援へとつなげるため、医療機関との連携が重要と考える。今後はより適切な支援体制の整備を図りたい。

## 5. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

### 《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内27か所、県外25か所）、契約助産院（県内3か所）  
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。  
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査  
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）  
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。  
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。  
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

### 《実績》

#### ①受診状況 (人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 1回目 受診者数(※2)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
平成30年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833(※1)	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%) (※3)	136(11.5%) (※3)

※1 令和3年度より、対象者数は産婦数とする。

※2 実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみでの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

※3 令和4年度より、医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の「要支援」に該当する産婦は「要支援」に判定を変更。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況 (人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	539	67	12.4%	49 (73.1%)	17 (25.4%)	25 (37.3%)
1か月	644	69	10.7%	41 (59.4%)	15 (21.7%)	35 (50.7%)
全体	1,183	136	11.5%	90 (66.2%)	32 (23.5%)	60 (44.1%)

※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われていいる。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数	医療機関からの連絡あり 90人		医療機関から連絡なし 46人
	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	
136人	86人 (95.6%)	4人 (4.4%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者4人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延46人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 12人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 4人
- ・新生児訪問事業実施 29人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 1人

④実要支援者の状況 (重複あり)

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
89人	56人 (62.9%)	30人 (33.7%)

⑤地区別実要支援者数 (89人) の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
11人	12人	39人	21人	1人	5人

## 《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は92.5%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査の受診案内を行っており、その勧奨の効果が出ていると思われる。

令和4年度から、医療機関から返却された受診票の確認を通し、「健康」の判定であった場合でも、市の判定基準で「要支援」に該当する産婦に関しては、判定を変更した。判定の変更により、要支援者が増加しているが、産婦のその後の支援につなげることができている。また、医療機関から連絡を受けた要支援者の95.6%に概ね1週間以内の早期支援を実施している。

要支援者であっても、早期の支援につなげられていない産婦については、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

## 6. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2 (産後ケア事業)	
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%

### 《目的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

### 《内容》

- ①対象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児  
 ※宿泊型・日帰り型は産後 2 か月未満、訪問型は産後 6 か月未満  
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿 泊 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）  
 日 帰 り 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）  
 訪 問 型：千葉県助産師会印旛地区部会、市外契約助産院
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。  
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導  
 (2) 乳房管理  
 (3) もく浴、授乳等の育児指導  
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認  
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）  
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

### 《実績》

利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型		合計	
	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)
平成 30 年度	19	92	1	3	14	28		
令和元年度	11	66	4	8	11	20		
令和 2 年度	9	46	0	0	18	49		
令和 3 年度	17	80	1	1	25	83	38	164
令和 4 年度	33	158	7	17	32	98	59	273

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、サービスを組み合わせて利用する人を 1 人とカウントして計上）

(補足) 令和2年度までは子育て支援課(現在のこども保育課)で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

#### 《考 察》

利用者数は、いずれのサービスも増加傾向にあるが、令和4年度は、特に宿泊型産後ケアの利用者が大幅に増加した。これは、出産年齢の高齢化により身体の回復や体調に不安にある方や、近年の核家族化により育児協力者が希薄な中で育児が始まることへの不安を抱えている方が増えているものと考えられる。また、佐倉市では妊娠届出時と妊娠後期の電話支援の際に事業の周知を図っており、認知度が高まっていることも利用者数の増加につながっていると考えられる。

産後ケアの利用を希望する者が利用でき、利用者が安心して子育てができるよう、体調面への不安や育児不安、負担感の軽減を図り、産後うつ発症のリスク低減へと繋がるよう、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。

## 7. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0%</li> <li>・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> <li>・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%</li> </ul>

### （1）妊産婦訪問

#### 《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

#### 《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦  
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦  
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### 《実績》

##### ① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)	
			支援継続 人数(人)		支援継続人 数(人)
平成30年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和2年度	864	17(25)	17	※731(740)	251
令和3年度	782	15(23)	15	※779(784)	241
令和4年度	757	13(16)	13	※749(749)	243

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

##### ② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS 9点以上の人数(人)	割合
243	49	20.2%

## 《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問件数に占める要支援率は5か年で減少傾向にある。しかし、要支援者のうちEPDS 9点以上の者は20.2%と、昨年度の17.0%より3.2ポイント増加しており、周産期における保護者の精神的負担への支援の必要性が高まっている。今後も保護者が安心して子育てできるよう、保護者の不安や負担感に寄り添った支援を行っていききたい。

## (2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 《目 的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

### 《内 容》

#### ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
  - ・第1子の新生児
  - ・未熟児養育医療の対象者
  - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
  - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
  - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
  - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
  - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援  
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児  
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供  
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③ 従事者 看護師

## 《実績》

### ① 実施状況

a	対象者数	
	令和4年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
770人	749人	21人

b(b/a)	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)		
	令和4年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
780人(101.3%)	703人	56人	21人

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)c(c/b)	
705人(90.4%)	

### ② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)			訪問率(%)	要支援者数(%)
		訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)		
平成30年度	961	957	99.6	381(39.8%)		
令和元年度	898	889	99.0	330(37.1%)		
令和2年度	786	735	93.5	251(34.1%)		
令和3年度	842	787	93.5	245(31.1%)		
令和4年度	749	759	101.3	253(33.3%)		

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

## 《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持している。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策も浸透し、保護者の訪問に対する受け入れも良くなったことや、出生通知書の電子申請の普及等により、訪問率がさらに向上している。

訪問件数に占める要支援率は、ほぼ横ばいで推移している。支援理由は約6割が「保護者の不安・負担」で最も多く、産後の保護者の不安や負担感への支援の必要性が高い。今後も、乳児期の早期の訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

## (3) 乳児・幼児訪問指導

### 《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

### 《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

### 《実 績》

実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成30年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212

### 《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は乳児、幼児ともに、訪問実数はやや減少しているが、延数は乳児を中心に増加傾向にある。このことから訪問指導を行う家庭に対して、複数回訪問を行い、家庭状況の確認と状況に応じた支援・指導を実施していることがわかる。

乳児期は児の月齢に合わせて発生する不安、負担感に対してその都度支援が求められている。また幼児期では、虐待発生防止のために保健だけではなく、他機関と連携した訪問指導を行っている。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、適切な支援を行っていけるよう努めていく必要がある。妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、これからも家庭状況や児の月齢に合わせた育児情報の提供を行っていききたい。

## 8. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%</li> </ul>

### （1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

#### 《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

#### 《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書により届出する
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
  - ア. 出生体重が2,000g以下
  - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
    - ・けいれん、運動の異常
    - ・体温が摂氏34度以下
    - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
    - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
    - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。  
承認の場合には「養育医療券」を交付する。  
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	
		低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
平成30年度	961	80 (8.3%)	15 (1.6%)
令和元年度	898	90 (10.0%)	23 (2.6%)
令和2年度	786	66 (8.4%)	22 (2.8%)
令和3年度	842	75 (8.9%)	14 (1.7%)
令和4年度	749	58 (7.7%)	20 (2.7%)

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	8	8	25	12	0	0	5	58
未熟児養育医療申請件数	4	4	8	4	0	0	0	20

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
平成29年度	11	10	0	-	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0
28～33週	0	0	2	6	2	10
34週～36週 (後期早産児)	0	0	2	2	17	21
37週～	0	0	0	2	25	27
計	0	0	4	10	44	58

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出 生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	0	1	0	0	0	1
28～33 週	0	0	2	6	0	0	8
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	3	2	0	7
37 週～	0	0	0	3	1	0	4
計	0	0	5	12	3	0	20

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

指定養育医療機関名	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東邦大学医療センター佐倉病院	9	11	6	10	9
東京女子歯科大学八千代医療センター	4	5	8	1	3
成田赤十字病院	0	2	4	0	3
船橋中央病院	0	1	1	1	0
千葉大学医学部附属病院	0	1	1	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	1	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	0	1	0
亀田総合病院	1	0	0	0	0
国保旭中央病院	0	0	0	0	2
県外の医療機関	1	2	1	1	3
計	15	23	22	14	20

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和4年度の未熟児養育医療の申請件数は、20件と前年度より6件増加した。出生体重の内訳で見ると、1,500g～1,999gの低出生体重児が12人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

## (2) 未熟児訪問指導

### 《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

### 《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

### 《実績》

未熟児養育医療訪問状況			(人)
年度	対象者数	訪問人数（うち養育医療該当）	訪問率（%）
平成30年度	80	75（13）	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3
令和4年度	20	20	100

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

### 《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和4年度は、対象者全員に対して、訪問指導を行うことができた。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

## 9. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> </ul>

### 《目的》

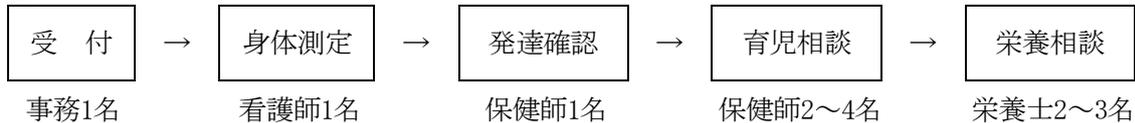
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

### 《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。  
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

### 《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成30年度	36回	1,047	960	91.7
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		101	141	358	142	5	3	36
来所者数(人)	82	118	327	124	4	3	34	692
来所率(%)	81.2	83.7	91.3	87.3	80.0	100	94.4	88.0

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
	692人	560人 (80.9%)	132人 (19.1%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	上段(人) 下段は割合(%)		計
												きこえ	その他	
令和3年度	62 (42.5)	24 (16.4)	6 (4.1)	21 (14.4)	3 (2.1)	0 (0)	18 (12.3)	4 (2.7)	3 (2.1)	1 (0.7)	4 (2.7)	0 (0)	0 (0)	146
令和4年度	56 (42.4)	15 (11.4)	4 (3.0)	19 (14.4)	6 (4.5)	3 (2.3)	20 (15.2)	1 (0.8)	6 (4.5)	0 (0)	1 (0.8)	0 (0)	1 (0.8)	132

⑤地区別支援状況

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	82	118	327	124	4	3	34	692
	支援ありの数(人)	16	32	54	22	0	8	132
要支援率(%)	19.5	27.1	16.5	17.7	0	0	23.5	19.1

《考察》

乳児相談は、全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業未来所の家庭を早期発見・早期支援できる事業に位置付けられる。

要支援理由における虐待ハイリスク・虐待ケースの割合は昨年度と比較し、ともに増加しており、きょうだいの育児状況や家庭環境を背景としている。そのため、対象児だけでなくきょうだいへの育児負担や保護者自身の要因等家庭全体の状況を把握し、早期から適切な支援を行えるよう努めていく。

また、出生数の減少に伴い、乳児相談の受診者数も減少傾向にある。特に佐倉・臼井・千代田地区の家庭が来所する健康管理センターでの乳児相談では、来所者数の減少により受付時間枠に余りが見られた。次年度に向けて開催時間や時間枠の変更を検討し、事業の効率化を図っていく。

栄養相談では第2子以降は希望制としているが、第1子の離乳食が順調に進まなかった、再確認したい等を理由に栄養相談を希望する保護者が多い印象であった。離乳期のスタートの不安や相談者のニーズに寄り添った相談支援を行っていく。

## 10. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児の保護者 0.4% → 0%</li> <li>小学生の保護者 0.3% → 0%</li> </ul> </li> <li>・むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0%</li> <li>・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 35.4% → 増加</li> <li>・おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回  
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事前予約制による個別相談で実施
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談  
※栄養士による相談は、全員実施した。  
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。  
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

### 《実績》

#### ①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成30年度	30	1,068	770	72.1
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

#### ②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	296	153	51.7
西部保健センター	12	385	250	64.9
南部保健センター	12	151	110	72.8
合計	36	832	513	61.7

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	153	117	62
西部保健センター	250	171	106
南部保健センター	109	83	43
合 計	512	371	211

《考 察》

生後9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは、乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別相談に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事故予防のプリントをお知らせと一緒に対象者全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別相談として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

## 11. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> <li>・1歳6か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加</li> </ul>

### 《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回  
健康管理センター(12回)  
西部保健センター(12回) 南部保健センター (6回)  
(個別健診) 市内14協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)  
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)  
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談  
(個別健診)  
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

### 《実 績》

#### ① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成30年度	30回	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

#### ②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		112	130	399	150	10	2	41
受診者数(人)	117	130	409	144	10	2	43	855
受診率(%)	104.5	100.0	102.5	96.0	100.0	100.0	104.9	101.3
要支援者数(人)	58	52	184	55	3	2	24	378
要支援率(%)	49.6	40.0	45.0	38.2	30.0	100.0	55.8	44.2

③主な要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	育児・生活態度	発育	運動発達	虐待ケース	虐待ハイリスク	栄養	精密・受診結果確認等	計
288	31	16	14	9	8	4	3	2	3	378
33.7	3.6	1.9	1.6	1.1	0.9	0.5	0.4	0.2	0.4	

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（％）		回答	人（％）	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
いつも感じる	4 (0.5)	6 (0.7)	はい	110 (69.6)	129 (81.6)
時々感じる	154 (18.1)	152 (17.8)	いいえ	45 (28.5)	21 (13.3)
感じない	687 (80.6)	694 (81.2)	無回答	3 (1.9)	8 (5.1)
無回答	7 (0.8)	3 (0.4)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
852 (99.6)	275 32.3	452 53.1	388 45.5	6 0.7	5 0.6	1 0.1	0 0.0	0 0.0	51 6.0	2 0.2	59 6.9

（備考） 歯科健診未受診 3人 ・むし歯罹患率 0.7％ ・1人平均むし歯本数 0.03本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和5年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率（％）	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介（要精密）	要紹介（要治療）
855	573	67.0	519	3	38	6	7

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和5年4月末現在

精密健康診査対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
6	6	0	3	3	0

診断確定の内訳：両側移動性精巣2名、先天性眼瞼下垂・遠視性乱視1名

《考 察》

令和2年度の集団健診受診率は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて一時的に低下したが、令和3年度から上昇傾向にあり、令和4年度は更に4.9ポイント増加した。未受診勧奨事業と連携した取り組みによる集団受診率の向上の効果もうかがえた。一方で、集団健診受診後の個別医師診察受診率は例年70%前後の推移にとどまるため、かかりつけ医への健診受診率向上は引き続き課題である。

要支援率は、昨年度からさらに増加しており、支援理由は「ことば・社会性・行動面」最も多い状況である。一方、健康さくら21 (第2次) の指標について、育てにくさを感じた保護者で、なんらかの相談先や解決方法を知っている割合は、昨年度より12ポイント増加した。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多く、公私問わず周囲の温かいサポートが必要である。妊娠期から各事業において、保健センターの他、地域の社会資源等を保護者に情報提供し、引き続き保護者の問題解決行動を後援していく。

また、「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室事業へ接続すると共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援を連動の上、支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしていますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

## 12.3 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所 (集団健診) 計30回  
健康管理センター(12回)  
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)  
(個別健診) 市内13協力医療機関
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測、尿・視力・屈折検査、歯科健診、育児相談  
発達チェック項目\*1(応答、了解)、行動観察  
必要者のみ：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力・尿二次検査、  
※眼科二次健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に医療機関を受診できる精密健康診査にて対応  
(個別健診) 医療機関にて、個別に医師診察を実施。
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知、広報、ホームページ等に掲載。

### 《実績》

#### ①受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
平成30年度	30回	1,283	1,182	92.1	200	16.9
令和元年度	27回	1,059	961	90.7	176	18.3
令和2年度	34回	1,258	1,178	93.6	464	39.4
令和3年度	30回	1,103	1,032	93.6	408	39.5
令和4年度	30回	956	941	98.4	397	42.2

#### ②地区別受診状況

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		124	141	443	185	5	7	51
受診者数(人)	127	136	437	178	5	7	51	941
受診率(%)	102.4	96.5	98.6	96.2	100.0	100.0	100.0	98.4
要支援者数(人)	52	64	181	73	1	2	24	397
要支援率(%)	40.9	47.1	41.4	41.0	20.0	28.6	47.1	42.2

③主要支援理由と割合

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（%）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	（疑い含む） 保護者の精神疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	運動発達	虐待ケース	発育	精検・受診結果確認	計
352	17	8	6	5	4	3	1	1	397
37.4	1.8	0.9	0.6	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（%）		回答	人（%）	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
いつも感じる	18 (1.7)	13 (1.4)	はい	227 (78.8)	197 (78.8)
時々感じる	270 (26.2)	237 (25.2)	いいえ	52 (18.1)	43 (17.2)
感じない	735 (71.2)	684 (72.7)	無回答	9 (3.1)	10 (4.0)
無回答	9 (0.9)	7 (0.7)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数（人）	有所見数（人）	有所見率（%）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
894	21	2.3	2	8	11	21

⑥歯科健康診査結果

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（%）

受診者数 （受診率%）	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
935	17	725	113	20	51	19	1	6	106	1	12
(99.4)	1.8	77.5	12.1	2.1	5.5	2.0	0.1	0.6	11.3	0.1	1.3

（備考）・歯科健診6人未受診 ・むし歯罹患率8.2% ・1人平均むし歯数0.39本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果(人)

※令和5年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介（要精密）	要紹介（要治療）
941	564	59.9	520	12	19	8	5

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和5年4月末現在

健診内容	精密健康診査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	5	4	0	0	4	0
眼科精密健康診査	178	103	52	12	39	0
聴力二次	1	1	0	1	0	0
医師診察	8	8	1	0	7	0
計	192	116	53	13	50	0

\* 診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性乱視 4名、遠視性弱視 1名、遠視 1名、外斜視 2名、屈折異常弱視 3名  
急性内斜視 1名  
聴力二次検査：滲出性中耳炎 1名

⑨4歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話相談数	返信者に対することばと発達の 相談室利用者数
271	196 (72.3%)	41	10

《考 察》

集団健診受診率は、前年比 4.8 ポイント増加した。3歳6か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、受診率が伸び悩む傾向がうかがえたが、所属からの健診受診を促してもらう等の協力を得ることで受診率向上につながった。一方で、集団健診受診後の個別医師診察受診率は例年 70%前後の推移にとどまるため、かかりつけ医への健診受診率向上は引き続き課題である。

要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数 352 人と最も多い。要支援者に対しては、4歳の誕生月に個別にアンケートを送付し、ことば・社会性・行動面について就学までの発達を視野に入れた保護者の認識を再度促し、電話相談による個別対応やことばと発達の相談室での継続支援を行う等の健診事後支援体制を確保している。

また、健診では、全ての保護者に対して、子どもの社会性の発達の見通しを保護者に啓発・助言し、保護者が子どもの発達に関心を寄せて、子どもへの声かけや上手なかかわりができることでの育児負担の軽減を目指している。

また、令和4年10月から集団健診会場において眼科屈折検査を導入したことで、眼科精密健康診査対象者が増加した。弱視など目の病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前に見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

① お腹が空いたらどうしたらいいですか。

② 眠くなったらどうしたらいいですか。

③ 寒いときはどうしたらいいですか。

### 13. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

#### 《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

#### 《内容》

- ①対象 象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）  
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付  
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

#### 《実績》

##### ①年度別受診状況

	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成30年度	60	3,413	2,566	75.2
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

##### ②会場別受診状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	948	647	68.2
西部保健センター	1,234	885	71.7
南部保健センター	507	357	70.4

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	359	450	1,238	467	18	17	146	2,695
受診者数(人)	242	287	892	340	16	15	97	1,889
受診率(%)	67.4	63.8	72.1	72.8	88.9	88.2	66.4	70.1

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	857	650	75.8	0	634	9	6	1	0	0	578(88.9)
2歳6か月児	910	647	71.1	2	627	10	5	1	2	0	574(88.7)
3歳児	928	592	63.8	2	562	6	20	2	0	0	527(89.0)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	84	65
2歳6か月児	47	38
3歳児	32	23
合計	163	126

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	53	42
西部保健センター	86	41
南部保健センター	55	32
合計	194	115

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は91.8%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。1歳6か月児健診から幼児歯科健診の場で、言葉や発達等に関する支援を予定していた対象（要支援）は156人おり、昨年度よりも増加しているが、全ての対象児との面談に至っていない。このため、要支援となり2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらうようにしている。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を194人、栄養士相談を115人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

## 14. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%

### 《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

### 《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

### 《実績》

#### ① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
平成30年度	12	23	26
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19

※相談希望者のいない月は中止。令和4年度は相談希望者がいない8月の相談を中止した。

#### ② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	0
臼井	3
志津	6
根郷	1
和田	0
弥富	0
千代田	2
計	12

#### ③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	0	幼児歯科健診	1
電話相談	5	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	0	その他	0
3歳児健診	1	計	12

## ④年齢別相談内容（実数）

（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	2	2	0	0	0	0	4
2～3 歳未満	1	0	0	1	0	0	2
3～4 歳未満	1	2	1	0	0	0	4
4～5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上	0	0	0	0	0	0	0
計	6	4	1	1	0	0	12

## ⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援
運動発達	6	3	3	0	2	1	0
言語発達	4	1	3	0	3	0	0
社会性の発達	1	0	1	1	0	0	0
身体発育	1	0	1	0	0	0	1
多動	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	12	4	8	1	5	1	1

## 《考 察》

相談利用者年齢および相談内容をみると、2歳未満は運動発達、2歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。

児の言語や社会性の発達は、新型コロナウイルス感染症により、遊び場や子育て支援センターなど親子交流の場に出向くのを控え、家族以外の者との関りなど児への刺激が少なくなっていたことも少なからず影響を及ぼしたと考える。児の発達支援と親子の関りの支援のための相談先として、今後も事業が必要とされると考える。

相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で児の発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものと考え。

また、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行っている。必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげることができている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

## 15. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%</li> </ul>

### 《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達(社会性、行動面等)について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

### 《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等)

### 《実績》

#### ① 年度別来所者数 (人)

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138
令和3年度	570	1,741	244	171
令和4年度	617	2,070	254	183

#### ② 地区別来所者数 (人)

地区	実数	割合(%)
佐倉	78	12.6
臼井	104	16.9
志津	299	48.5
根郷	107	17.3
和田	5	0.8
弥富	3	0.5
千代田	21	3.4
合計	617	100

#### ③ 年齢別来所者数 (人)

年齢	実数	割合(%)
0歳児	14	2.3
1歳児	55	8.9
2歳児	99	16.0
3歳児	118	19.1
4歳児	174	28.2
5歳児	157	25.4
合計	617	99.9

④ 新規来所者の経路 (人)

経路	実数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	17	6.7
2歳児アンケート	1	0.4
3歳児健康診査	39	15.4
4歳児アンケート	10	3.9
5歳児子育て相談	34	13.4
すくすく発達相談	1	0.4
幼児歯科健診	41	16.1
電話相談	91	35.8
その他	20	7.9
合計	254	100.0

⑥ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数	割合 (%)
継続	393	63.7
経過観察	41	6.6
終了	183	29.7
合計	617	100.0

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑧ 電話相談 (人)

年度	延数
令和2年度	466
令和3年度	372
令和4年度	482

※来所者以外の相談も含む。

⑨ 保護者のみの面接相談 (人)

年度	延数
令和3年度	81
令和4年度	91

《考察》

新型コロナウイルス感染症の拡大により一定期間、事業を縮小して実施したが、来所者の実数は増加しており、育てにくさを感じる保護者の育児に関する相談先として本事業が利用されていると言える。

新規申込者の経路を昨年度と比較すると、1歳6か月児健診の要支援となった児に送付する2歳誕生月の手紙アンケート、3歳児健康診査と5歳児子育て相談を経路とする者以外は全体的に増加傾向にあった。支援が必要な児とその保護者に対して、今後もより早期かつ適切な時期に支援を開始でき

⑤相談内容(重複あり) (人)

相談内容	延数
ことばの発達	444
行動面	152
対人面、社会性	121
学習面	4
発音	32
きこえ	8
吃音	26
視知覚認知	22
発達のばらつき	39
その他	21
発達の不安	6

※相談内容は1人に対して複数選択可能。  
 ※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。  
 ※「発達の不安」とは、種々の相談内容により相談を実施したが、継続支援とならなかった児。

⑦ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	15
問題なし	6
就学	120
転出	10
他機関利用	3
保護者の希望	29
合計	183

※終了者の内訳は、年度内来所者137人と年度内の未来所者46人を含む。

るよう努めたい。

相談内容としては、「ことばの発達」、「行動面」、「対人面、社会性」に関することが多い。社会性に関する問題は、個別支援や家庭への支援を行うだけでなく、児の所属する機関においても一貫した対応を行うことが必要となるため、今後も継続して関係機関との連携を深めたい。また、「きこえ」に関する相談内容については、先天性の難聴だけでなく、中途失聴が疑われる相談があった。難聴はことばやコミュニケーションの発達に重大な影響を及ぼすため、早期から専門機関による支援を受けることが大切である。専門機関と連携する中で本事業の役割が大きくなっており、難聴児の発見を見落とさないことと合わせて難聴児に対する相談支援の体制を整えていく必要がある。

保護者のみの面接相談や電話相談にも対応している。児の発達について支援を行う際には、育てにくさを感じている保護者に対して児の発達状況や行動の特性について解説し、児への具体的ななかかわり方を伝えるなど、保護者の支援にも十分時間をかけていく必要がある。そのため、今後も言語聴覚士だけでなく、他職種ともに支援内容や方法について検討していく。

## 16. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条		
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1%	→ 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9%	→ 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5%	→ 0.7%
	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2%	→ 95.0%

### (1) たんぽぽグループ

#### 《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

#### 《内容》

- ① 対象 母子保健事業においてにおいて、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
  - ・たんぽぽグループ：他機関において継続的に集団指導を受けていない者
  - ・ほめ★そだ教室：保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について支援が必要な者
- ② 方法
  - ・たんぽぽグループ：月 1 回、健康管理センターで実施。7 月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、全 11 回実施した。  
定員 20 組（令和 4 年度は、感染拡大防止のため定員 5 組）。
  - ・ほめ★そだ教室：月 1 回、西部保健センターで実施。欠席者多数のため 9 月は中止とし、全 11 回実施した。定員 8 組。
- ③ 実施内容
  - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
  - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理による児への関わり方の講義・グループワーク（託児）
- ④ 参加期間
  - ・たんぽぽグループ：最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
  - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム 6 回まで。
- ④ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）、公認心理士（外部に依頼）

#### 《実績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成 30 年度	12	21	86	—	—	—
令和元年度	11	22	93	—	—	—
令和 2 年度	2	5	7	—	—	—
令和 3 年度	7	8	25	—	—	—
令和 4 年度	11	9	34	11	13	50

## 《考 察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあったり、集団参加に慣れにくい児については、工夫の仕方を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。また、グループ指導で学んだ内容を保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士で情報交換することにより、学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

ほめ★そだ教室については、令和4年度より新規グループとして実施した。当グループは、保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について丁寧な支援が必要な保護者と児を対象とした。事業の内容を、保育士による親子遊びの指導と公認心理士による児への関わり方の講義とグループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。保護者に対して参加前後に実施した子どもへの関わり方や負担感に関するアンケートの結果から、集団教育による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、丁寧に個別支援することにより、参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。さらに、参加終了より6か月が経過した時点で個別面接を行ったところ、グループで実施した内容を児の発達状況の合わせながら継続的に実践している事例が確認でき、当グループでの支援が育児負担感の軽減につながったと考えられる。

対象者へ当事業への参加を周知する中で、参加希望があるにも関わらず市内幼稚園における未満児保育の利用、共働き家庭の増加によりグループへの参加が難しく、児とその保護者に必要な支援が行き届かないことも多くあった。今後はこれらの児と保護者に対して幅広い方法で支援を提供できるよう検討が必要である。

## (2) ひまわりグループ

### 《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

### 《内 容》

- |        |                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none"><li>・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児</li><li>・5歳児（年長児）</li><li>・保育園、幼稚園などの集団に所属している児</li><li>・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児</li></ul> |
| ②方 法   | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施<br>・1グループ定員9組とし、令和4年度は2グループを編成                                                                                                                            |
| ③実施内容  | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有                                                                                                                                               |
| ④参加期間  | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）                                                                                                                                              |

⑤担当職種 言語聴覚士

《実績》

ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成30年度	12	15	127
令和元年度	11	15	147
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135

《考察》

令和4年度のひまわりグループは、体調不良等による欠席者が多数となることによりグループ活動の実施が困難になることを防止するため、1グループの定員を前年度の7組から9組に増やし、全2グループを編成した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容を中心に実施した。活動内容が制限される中でも、参加児が就学後の生活を疑似体験することができた。また、参加児の様子を保護者が観察することにより、就学後の児の様子や課題をイメージすることができ、就学や育児について担当者と具体的な相談を行うことができた。

ひまわりグループは、他機関で集団指導を受けていない児を対象としているため、当グループでの指導により児の問題が改善される可能性があるにも関わらず、児童発達支援機関にて継続的な支援を受けているため参加不可となった児がいた。今後は、対象者の見直しにより、これらの児について当グループへの参加の可否について検討する必要がある。

## 17.5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%</li> </ul>

### 《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

### 《内容》

①対象 象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 (面接相談) 会場 健康管理センター、西部保健センター  
 実施月 指定日：令和4年5月～10月(月3回)  
 指定日外：令和4年6月～11月  
 回数 指定日：18回中15回実施(1回につき予約枠は3枠)  
 指定日外：12回

(電話相談) 会場 健康管理センター  
 実施日 祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 (面接相談) 保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用、「すくすく発達相談室」の相談等を勧奨する。  
 (電話相談) 保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付  
 市のホームページに掲載  
 市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり)

## 《実績》

### ①年度別利用者数

(人)

年度	実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
		面接相談	電話相談		
平成 30 年度	30	19	11	23	7
令和元年度	42	27	15	29	13
令和 2 年度	52	34	18	39	13
令和 3 年度	68	43	25	46	22
令和 4 年度	63	41	22	46	17

### ②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	26
行動面	28
対人面、社会性	30
学習面	16
発音	22
吃音	2
視知覚認知	13
発達のばらつき	0
その他	5

### ③支援なしの内訳 (人)

(人)

理由	実数
継続支援の必要なし	6
発音の相談について経過観察	6
吃音の相談について経過観察	1
保護者が電話相談のみ希望	4

※相談内容は複数選択可能。

## 《考察》

令和 4 年度は面接相談の回数を年間で 18 回（予約枠数 54）設定したが、予約が入らなかった回が 1 回、予約のキャンセルにより中止となった回が 2 回あったため、実際の実施回数は 15 回となった。それに対し、指定日に来所することが困難な対象者への個別対応の回数は、年間 12 回あった。両親ともに就労している家庭が多くなる中で、指定日に来所することが困難な市民は今後も増えていくことが予想されるため、引き続き個別対応の機会を確保する必要があると思われる。

令和 3 年度までは、5 歳児子育て相談の実施時期を対象児の誕生月前後となるよう設定していた。これは児の発達の確認を保護者に促すタイミングとしては適切であったと思われるが、一方で、誕生月が年度内の遅い時期にある児ほど、支援開始の時期も遅れるという問題があった。そのため、令和 4 年度については事業の実施時期を早め、面接相談を 5 月から 10 月にかけて実施することとした。このことにより、支援を必要とする児についてより早期に対応する体制を整えることができた。

当事業は希望者のみ予約を受け付ける方法で実施しているため、保護者の相談希望を適切に引き出すことが必要となる。また、当事業の対象者の多くは幼稚園や保育園に所属しているため、それらの関係機関から事業の内容や目的について理解を得ることも重要である。そのため来年度は、対象者にとってより気軽に利用できる事業となるよう、また関係機関にとっても利用を奨励しやすい事業となるように、対象者に送付している案内の内容について見直しを行いたい。

## 18. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> </ul>

### 《目的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

### (1) 保健センターでの健康教育

beans circle (ビーンズ・サークル)

#### 《内容》

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 方法：令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の感染状況を考慮しながら対面で開催
- ③ 内容：交流・講演
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

#### 《実績》

参加人数(延)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	12回	11回	/	2回	2回
参加人数	198人	98人	/	4人	13人

※平成30～令和元年は子どもを含む人数である。令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。令和4年度は対面で開催。

### (2) 地区の集まりにおける健康教育

#### 《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。食事、災害の備え、妊婦体験、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、幼児期の食生活について、以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター

根郷地区：南部児童センター、馬渡保育園

《実績》

実施状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
佐倉	7回	227人	8回	173人	0回	0人	3回	52人	3回	35人
臼井	2回	25人	2回	47人	1回	6人	5回	51人	3回	64人
志津	17回	478人	11回	208人	0回	0人	4回	40人	6回	151人
根郷	8回	260人	6回	197人	0回	0人	0回	0人	2回	34人
和田	3回	35人	2回	32人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	0人	0人	1回	13人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	3回	57人	3回	33人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	40回	1,082人	33回	703人	1回	6人	12回	143人	14回	284人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区 : 佐倉老幼の館

臼井地区 : 臼井老幼の館

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター

根郷地区 : 南部児童センター、馬渡保育園

《実績》

年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成30年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133

(4) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

《目的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内容》

○周知啓発活動

- ・啓発コーナーの設置：佐倉市役所ロビーで「プレコンセプションケア」に関するパネルの展示を実施。
- ・その他、ホームページやこうほう佐倉での記事掲載など。

## 《実績》

- ・啓発コーナーの設置：1回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1回

## (5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

### 《内容》

- ① 対象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

### 《実績》

年度別実施状況

(人)

年度	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
平成30年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和2年度	0	0	0
令和3年度	393	0	393
令和4年度	457	0	457

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 《考察》

例年、保健センターや子育て支援施設において、母子を対象とした健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職への相談を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策防止を講じながら対面で行った。

妊娠前からのケアを意味する「プレコンセプションケア」についての啓発展示を行った。若い時からの健康意識を高めていくことは、生涯にわたってより質の高い生活を送ることにもつながるため、プレコンセプションケアの必要性について思春期の健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。

## 19. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%</li> <li>・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%</li> <li>・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%</li> <li>・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%</li> </ul>

### 《目的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親（パートナー）の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

### 《内容》

- ①対象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者（パートナー）・18歳未満の子を持つ保護者（本人及び本人に関する家族等）
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（12回） 各定員3家庭
- ③内容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）  
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

### 《実績》

#### ① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）	令和4年度 相談者内訳（延）		
				母単独	父単独	父母
令和3年度	23	34	49			
令和4年度	24	34	56	50	4	2

※令和4年度より父親（パートナー）を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

※令和2年度までは子育て世代包括支援センター事業として、子育て支援課で実施していたが、令和3年度の組織改編により母子保健課で実施となった。相談実績は、平成30年度（実27/延43）令和元年度（実24/延39）、令和2年度（実20/延27）。実施回数は、年24回実施のうち令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため4回中止。

#### ② 主な相談内容と支援状況

相談件数	主な相談内容（%）					相談結果	
	育児	健康	家族	経済／生活勤労	その他	終了	継続
令和3年度 49件	30 (61.2)	4 (8.2)	14 (28.6)	1 (2.0)	0	11	38
令和4年度 56件	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41

## 《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象と位置付けられ、父親の孤立を防ぐ対策を講ずることが急務とされていることから、今年度から父親（パートナー）を相談対象に追加した。父親の来所は3名おり、継続して相談に来所している。父親からの相談は、子どもとの関わり方だけでなく、夫婦関係の改善に関する内容であり夫婦での来所もあった。そのため、主な相談内容の内訳である「家族」が昨年度よりも7.1ポイント増加した。

相談56件のうち73.2%が相談継続となっているため、予約がすぐに埋まりやすく、新規の相談希望者をタイムリーに相談に繋げられないことが課題である。次年度は、優先順位を見極めて予約を取るよう工夫する。また、他機関が実施している相談事業を把握し、相談内容に応じて適切な相談先にタイムリーに繋げられるよう整備する必要がある。

## 20. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0%</li> <li>・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加</li> <li>・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%</li> </ul>

### 《目的》

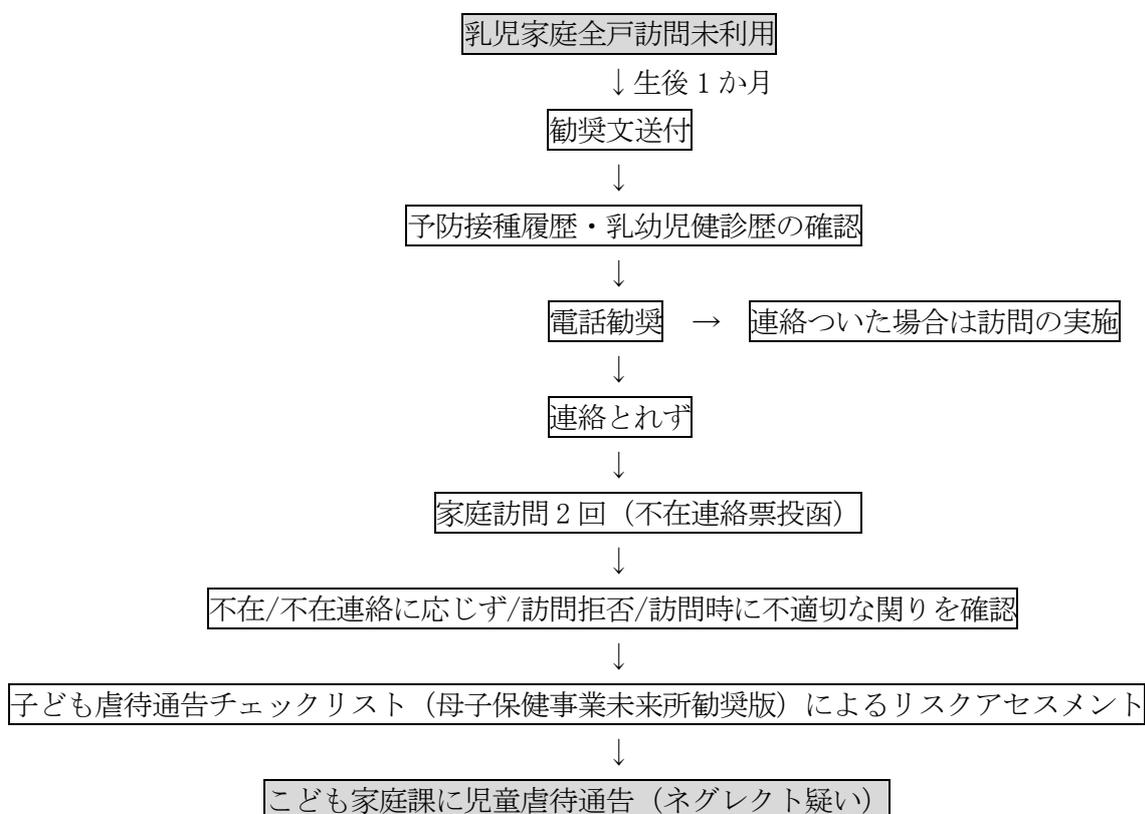
母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

### 《内容》

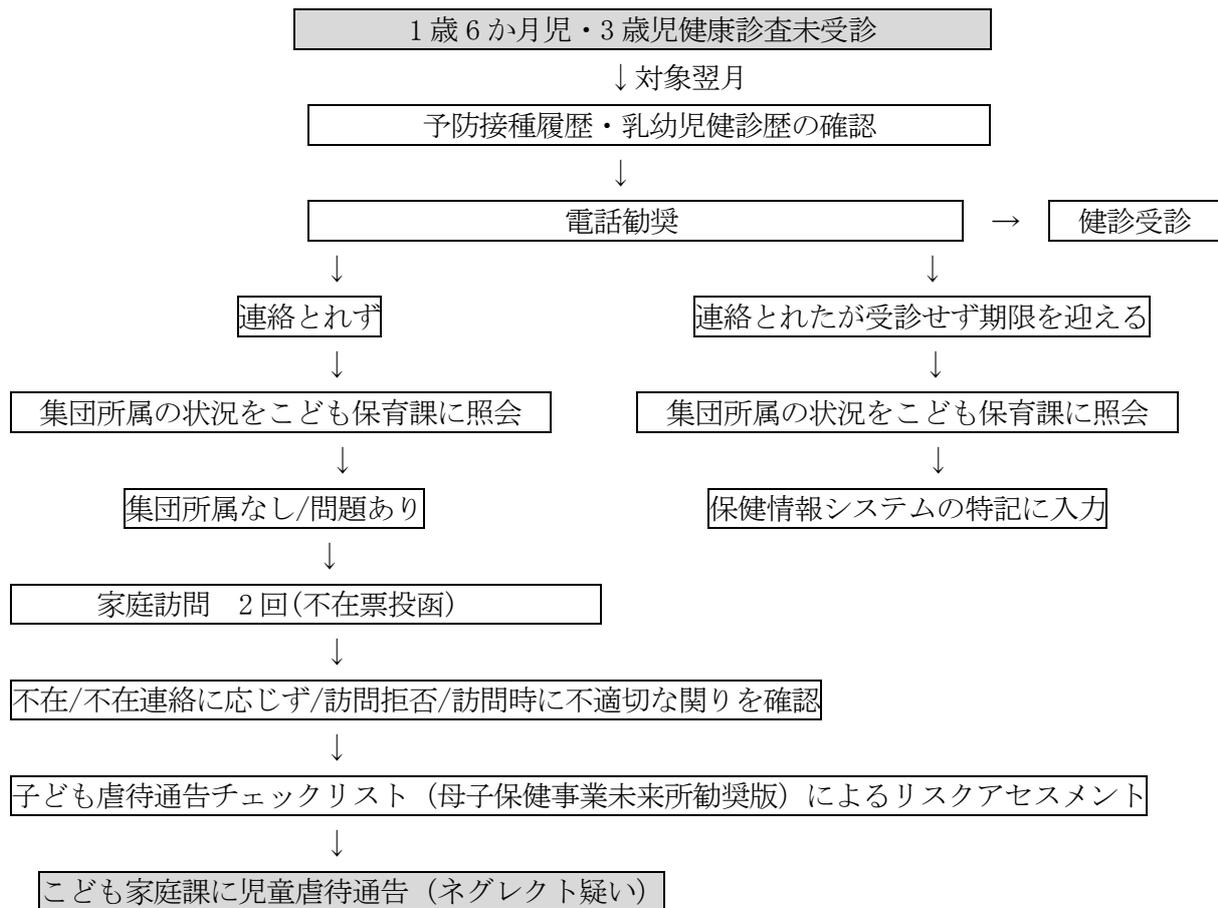
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者  
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

#### 【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和4年度事業別実施状況

令和5年6月1日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数 (%)	未把握数	児童虐待通告数
31	31 (100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数 (%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和3年度	68	49 (72.1%)	1	0
	令和4年度	61	46 (75.4%)	2	0
3歳児健診	令和3年度	128	86 (67.2%)	2	0
	令和4年度	116	88 (75.9%)	2	1
合計	令和3年度	196	135 (68.9%)	3	0
	令和4年度	177	134 (75.7%)	4	1

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。  
 ※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握 確認 就園状況の把握により状況
		今後受診 (訪問) 予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	忙しい・交通手段がない等	拒否／受診できない(仕事で)	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	
全戸訪問	31	29	0	0	1	1	0	0	0	0
1歳6か月児健診	61	50	1	0	2	5	1	0	2	0
3歳児健診	116	91	0	7	11	1	0	2	0	4
合計	208	170	1	7	14	7	1	2	2	4

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	9	18	25	5	0	4	61
勧奨後の受診者数	8	12	19	3	0	4	46

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	11	23	53	20	0	9	116
勧奨後の受診者数	10	16	39	13	0	8	86

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和3年度	290	231(79.7%)
	令和4年度	301	224(74.4%)
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和3年度	535	404(75.5%)
	令和4年度	524	389(74.2%)

## 《考 察》

未受診勧奨の実施数は、全戸訪問・幼児健診ともに昨年度より減少し、勧奨後に受診した者の割合は昨年度より増加している。このことについて、令和4年度中に実施した、市内保育園、及び個別医療機関へのチラシの掲示や、公立保育園の園長会議に参加し、保育士からの受診勧奨を依頼したこと等が影響していると考ええる。

健診未受診者については、個別に面談を行うことで育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。また、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、その未受診勧奨については、1歳6か月児健診では受診者の約3割、3歳児健診では受診者の半数以上となっている。令和4年度からは、受診票再発行の電子申請を可能し、医師診察の受診率向上に努めている。引き続き、健診会場での説明方法や勧奨方法を検討し、医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

## 21. 出産・子育て応援事業

### 《目的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

### 《内容》

#### ① 伴走型支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届時の面接と出生後の面談についてはすでに実施しているため、新たに妊娠8か月の面接（希望者）を拡充。
- ・妊娠7か月頃にアンケートを郵送、オンラインで回答。面談希望者に妊娠8か月頃に面接実施。

#### ② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。令和4年度は現金給付。

(支給までの流れ)

- ・令和4年4月から事業開始日までの遡及対象者については郵送にて個別通知により周知。
- ・事業開始日以降の対象者は、妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

### 《実績》

#### ① 伴走型支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	面接実施数
令和4年度	128	79	61.7	9

・アンケート未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。

#### ② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児（通常）

## 《考 察》

伴走型支援については、本事業開始に合わせて新規に始めた「妊娠 7 か月アンケート」及び「妊娠 8 か月面接」について、従前から実施している妊娠期の支援事業との関連など体制等を整えていく必要がある。

経済的支援については、申請したもの全員へ支給を完了しているが、申請書を受け取っても速やかに申請しないケースもあるため、今後は時期をみて未申請者勧奨なども行っていきたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。